

【中国】科学技術進歩法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2021年12月24日に改正された科学技術振興の基本法である科学技術進歩法は、イノベーションと人材の重要性をより強調し、科学者の環境・待遇の改善を促進する規定を整備した。

1 背景と経緯

中国の科学技術振興に係る基本法である科学技術進歩法は、1993年に制定され、2007年に全部改正が行われた（全8章75か条）¹。習近平政権は、科学技術体制²や人材育成体制³での改革の深化を掲げ、国家戦略としてイノベーションを重視し、研究環境整備や人材育成を積極的に推進してきた。2018年、全国人民代表大会常務委員会の第13期立法計画に科学技術進歩法の改正が盛り込まれ、2021年8月から同常務委員会での審議が開始された⁴。同法は、2021年12月24日に採択公布され（中華人民共和国主席令第103号）、2022年1月1日に施行された⁵。

2 概要

(1) 章構成

全12章117か条から成る。第1章：総則（第1条～第18条）、第2章：基礎研究（第19条～第25条）、第3章：応用研究及び成果の転用（第26条～第38条）、第4章：企業の科学技術イノベーション（第39条～第47条）、第5章：科学技術研究開発機構（第48条～第56条）、第6章：科学技術者（第57条～第70条）、第7章：地域の科学技術イノベーション（第71条～第78条）、第8章：国際的な科学技術協力（第79条～第84条）、第9章：保障措置（第85条～第97条）、第10章：監督管理（第98条～第107条）、第11章：法的責任（第108条～第115条）、第12章：附則（第116条、第117条）。

(2) 総則

法制定の目的に、「第一の動力」たるイノベーション、「第一の資源」たる人材の働きを發揮させる等を追加した（第1条）。国は、新発展理念⁶を堅持し、国の現代化における科学技術イノベーションの核心的地位を堅持し、人材強国戦略、イノベーション駆動発展戦略⁷を実行し、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ 富窪高志「【中国】科学技術進歩法の改正」『外国の立法』No.236-2, 2008.8, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000212_po_02360207.pdf?contentNo=1>

² 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《深化科技体制改革实施方案》」2015.9.24. 中国政府网 <http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-09/24/content_2938314.htm>

³ 中国共産党中央が2016年3月に発出した「人材発展体制機制改革の深化に関する意見」では、人材評価体制、イノベーション促進体制、海外人材誘致体制の強化等が盛り込まれた。「中共中央印发《关于深化人才发展体制机制改革的意见》」2016.3.21. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2016-03/21/content_5056113.htm>

⁴ 「关于《中华人民共和国科学技术进步法（修订草案）》的说明」2021.12.27. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/0c407a3dec7c4a32bb9a870afa3b4022.shtml>>

⁵ 「中华人民共和国科学技术进步法」2021.12.24. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/1f4abe22e8ba49198acdf239889f822c.shtml>>

⁶ 2015年に習近平国家主席が提唱した「イノベーション、協調、エコ、開放、共有」を内容とする発展の理念をいう。

⁷ 「中共中央 国务院印发《国家创新驱动发展战略纲要》」2016.5.19. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2016-05/19/content_5074812.htm>

科学技術強国を建設する（第2条）。科学技術進歩の事業は、世界の科学技術の先端、経済の主戦場、国家の需要、人民の生命健康を見据え⁸、経済社会の発展促進、国家安全の維持、人類の持続可能な発展に奉仕しなければならない。国は、科学技術の研究開発を奨励し、二酸化炭素排出量ピークアウト・炭素中立の目標実現を支援し（第3条）、国家実験室等により構成される国の戦略的科学技術力を構築・強化し（第4条）、発展と安全を統一的に計画し⁹、イノベーションで国家安全を支える能力等を強化する（第5条）。科学技術者は、社会全体で尊重しなければならない（第10条）。科学技術の普及は社会全体の共同責任であり、国は、その奨励機制を構築整備する（第12条）。毎年5月30日を全国科学技術従事者の日とする（第18条）。

（3）基礎研究と応用研究

国は、新興産業等の分野での基礎研究を強化し、科学技術の源泉を供給する能力を高め、科学技術研究開発機構¹⁰等による基礎研究の強化、創造的イノベーションの推進を奨励する（第19条）。国家財政は、基礎研究を安定的に支える財政投入機制を構築する¹¹（第20条）。国は、応用研究による基礎研究のけん引、基礎研究と応用研究、成果転用との融合発展を促進する（第26条）。国は、知識の価値の増大を目指す分配政策を実施し¹²、科学技術者に職務上の成果の所有権又は長期使用権を付与する制度を探究する（第33条）。

（4）科学技術研究開発機構と科学技術者

国は、国家安全と経済社会発展の全局面に関わる科学技術イノベーション分野で国家実験室を建設し、国家実験室が率い、全国の重点実験室が支える実験室体系を構築整備し（第48条）、新しいイノベーション主体の発展を支援し、発展モデルを整備する（第56条）。

国は、イノベーション人材の教育育成メカニズムを整備し（第59条）、科学技術研究開発機構等が科学技術者に株式、オプション、配当等を与えることを奨励し（第60条）、科学技術者の分野別評価制度を実施し、イノベーション活力を喚起する（第63条）。科学技術行政等の関係部門及び企業事業組織は、科学技術者の申請、支払等での負担を軽減し、科学研究の時間を保障しなければならない（第64条）。各級政府及び企業事業組織は、女性の科学技術者の育成、評価、奨励の機制を整備し、妊娠・授乳期の女性科学技術者に配慮し、科学技術の進歩で女性科学技術者がより大きな役割を果たすよう奨励し、支援しなければならない¹³（第66条）。

（5）監督管理

国は、科学技術の法治化、科学研究の業界気質、学問的態度の確立を強化し¹⁴、科学研究の信用制度等を構築整備し、科学技術の倫理ガバナンス体制を整備する（第98条）。

⁸ 2020年に習主席が示した、科学技術政策が目指すべき方向性で、「四个面向」（4つの方向性）と総称される。

⁹ 中国語原文は「统筹发展和安全」。習近平政権の国家安全の原則の一つであり、2017年の中国共産党第19回党大会では、国家統治の重要原則に加えられ、2020年の第14次5か年計画にも盛り込まれた。

¹⁰ 本法では、大学等と共に列挙される研究所相当のものから、企業内に設置される小規模の研究施設まで含まれる。

¹¹ 2018年1月の基礎研究の全面強化に関する国務院文書にも同様の内容がある。「国务院关于全面加强基础科学研究的若干意见」2018.1.31. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-01/31/content_5262539.htm>

¹² 2016年11月の中国共産党中央及び国務院による文書は、研究機関の収益分配の自主性向上、個人の成果の財産権強化、他機関での兼職容認等の方針を示した。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于实行以增加知识价值为导向分配政策的若干意见》」2016.11.7. 新华社 <http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/07/c_1119867550.htm>

¹³ 2021年7月の女性科学技術者の活躍推進に関する科学技術部等の文書にも同様の記述がある。「科技部等十三部门印发《关于支持女性科技人才在科技创新中发挥更大作用的若干措施》的通知」2021.7.19. 科学技术部 <http://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2021/202107/t20210719_175960.html>

¹⁴ 2019年6月の中国共産党中央及び国務院による文書では、科学技術者が持つべき精神を提示し、学閥や研究不正等の科学技術界の悪習是正等を指示した。「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于进一步弘扬科学家精神加强作风和学风建设的意见》」2019.6.11. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2019-06/11/content_5399239.htm>